

「久留米市広報紙編集用OA機器賃貸借」に関する 条件付一般競争入札実施要領

1 概要

この要領は、久留米市（以下「市」という。）が発行している広報紙を編集するための機器を賃貸借契約する事業者の募集について必要な事項を定める。

2 募集内容

広報紙の編集を行うためのパソコン、プリンター、NAS、スキャナー等の賃貸借を行える事業者の公募を行い、入札により事業者を選定するもの。

3 賃貸借期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

ただし、翌年度以降において市の歳入歳出予算の金額について減額または削除があった場合は、当該契約は解除する。

4 事業内容

「久留米市広報紙編集用OA機器賃貸借仕様書」を遵守すること。

5 事業者決定までのスケジュール

実施内容	実施期間または期日
公告	令和6年6月19日（水）
質問書の提出締切	令和6年6月26日（水）
質問書に対する回答 （市ホームページにて公開）	令和6年7月 3日（水）
入札参加資格確認申請書等提出締切	令和6年7月12日（金） 17時
入札参加資格審査の結果通知の送付	令和6年7月26日（金）【予定】
入札書の提出締切	令和6年8月 1日（木） 17時
開札の実施	令和6年8月 2日（金） 10時【予定】
契約締結	令和6年8月 8日（木）

6 参加条件

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- （1） 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- （2） 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- （3） 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- （4） 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。

ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料

イ アを除く福岡県内 県税

- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 過去2年以内にパソコン7台以上、NAS、プリンター等の導入実績を有しており、本事業を円滑に執行できる業務実績があること。
- (9) 久留米市物品供給業者有資格者名簿に、第一登録業種を「OA機器」としている事業者であること。

7 入札参加審査申請

入札参加を希望する者は、以下の(1)に掲げる提出書類を持参又は郵送にて提出すること。ウ、エは提出締切日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

(1) 必要な書類

次のアからクの申請書類を提出すること。資格審査を受けていない場合や審査により不適合と判断された場合は、入札参加資格がないものとする。なお、既に本市の物品供給業者有資格者名簿に登録がある場合でも、申請書類の提出を要する。ただし、イ、ウ、エの申請書類の提出は不要とする。

ア 入札参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 役員等調書及び照会承諾書（第2号様式）

ウ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）

エ 次に掲げる、入札参加者の所在地区区分及び法人・個人別の納税等証明書

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	

オ 委任状（第3号様式）

カ 参加資格に係る申立書（第4号様式）

キ 使用印鑑届（第5号様式）

ク OA 機器等導入実績調書（第6号様式）

(2) 提出期限及び注意事項

令和6年7月12日（金）17時までに「15 書類提出、問い合わせ先（事務局）」まで郵送または持参すること。封筒の表面に「久留米市広報紙編集用OA機器賃貸借」と赤字で記載すること。

期限までに提出がなかった場合は、「久留米市広報紙編集用OA機器賃貸借」に関する条件付一般競争入札への参加が出来ないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、市は書類を受け付けない。

(3) 提出先

15 書類提出、問合せ先（事務局）

(4) 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を令和6年7月26日（金）に入札参加資格確認通知書を郵送し、通知する。

(5) 経費及び遵守すべき事項

ア 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。

イ 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効とする。

ウ 提出資料は、返却しない。

エ 提出資料は、公正性、透明性、客観性を期すため「久留米市情報公開条例」等の関連規定に基づき公表することがある。

オ 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、久留米市の了解なく公表又は使用することはできない。

カ 提出資料の内容について、久留米市から問い合わせを行う場合がある。

8 入札について

(1) 入札方法

郵便入札

(2) 提出書類

入札書（第9号様式）

(3) 提出期限

令和6年8月1日（木）17時必着

(4) 提出先

15 書類提出、問合せ先（事務局）

(5) 郵送方法

「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかにより入札書を郵送すること。封筒表面に、「入札書在中」と朱書きして、業務名及び宛先を記入し、裏面に、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。なお、郵便入札以外の受理及び締切後の入札書の受理は一切認めない。

(6) 入札書について

「入札書」(第9号様式)については、市ホームページよりダウンロードすること。

(7) 入札に関する注意事項

入札金額は、一月の賃貸借料の金額とし、消費税及び地方消費税の課税業者・免税業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。ただし、契約に当たっては入札書に記載された金額に、消費税額を加算した額をもって、契約金額とする。

(8) 入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに入札辞退届(第8号様式)を「15 書類提出、問合せ先(事務局)」に届け出ること。

(9) 入札回数

入札回数は1回以内とする。

9 開札について

(1) 開札日時

令和6年8月2日(金) 10時

(2) 開札場所

久留米市庁舎9階 レクチャールーム

(3) 立会い

開札の立会いは希望制とする。立会いを希望する場合は、開札日の前日までに開札立会申請書(第10号様式)を郵送または電子メールまたはFAXにて送信すること。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、市ホームページで公表する。

10 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則(平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。)第105条に規定する有価証券又は市長が確実と定める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

11 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と定める金融機関の保証をもってかえること

ができる。また、規則第27条に該当する場合は、全部又は一部を免除する。

1.2 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札金額が予定価格を超えるとき。
- (3) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。
- (4) 入札書に入札金額の記載がないとき、または入札金額が判読できないとき。
- (5) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき。
- (6) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- (7) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

1.3 その他入札に関し必要な事項

- (1) 質問の受付期間及び受付場所

ア 受付期間

公告日から令和6年6月26日（水）17時まで

イ 受付場所

15 書類提出、問合せ先（事務局）

ウ 質問の提出方法

FAX または電子メールにより質問書（第7号様式）を提出し、電話にて着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。

エ 質問に対する回答

令和6年7月3日（水）までに市ホームページにて公開する。

- (2) 契約締結日

落札した者は令和6年8月8日（木）までに契約締結の手続きを行うこと。

1.4 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取消し、契約を行わないものとする。
- (6) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンを使用しないこと。
- (7) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止すること

がある。

- (8) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

15 書類提出、問合せ先（事務局）

久留米市総合政策部広報戦略課（担当：早野）

住所：〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3

電話：0942-30-9119

FAX：0942-30-9702

Eメール：kouhou@city.kurume.lg.jp